

◆特定建築物

No.	項目	基準値	6ヶ月以内に 1回検査項目 (注1)	消毒 副生成物 (注2)	地下水等利用の場合 (注3)	
					給水開始前 検査項目	3年以内に1回 検査項目
1	一般細菌	100以下/ml	●		●	
2	大腸菌	検出されないこと	●		●	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下			●	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下			●	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下			●	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	◎		●	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下			●	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下			●	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	●		●	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		●	●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	●		●	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下			●	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下			●	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下			●	●
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下			●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下			●	●
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下			●	●
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下			●	●
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下			●	●
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下			●	
21	ベンゼン	0.01mg/L以下			●	●
22	塩素酸	0.6mg/L以下		●	●	
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		●	●	
24	クロロホルム	0.06mg/L以下		●	●	
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	●	
26	ジブromoklorometan	0.1mg/L以下		●	●	
27	臭素酸	0.01mg/L以下		●	●	
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		●	●	
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	●	
30	ブromodijoklorometan	0.03mg/L以下		●	●	
31	ブromoholm	0.09mg/L以下		●	●	
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		●	●	
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	◎		●	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下			●	
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	◎		●	
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	◎		●	
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下			●	
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下			●	
39	塩化物イオン	200mg/L以下	●		●	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下			●	
41	蒸発残留物	500mg/L以下	◎		●	
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下			●	
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下			●	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下			●	
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下			●	
46	フェノール類	0.005mg/L以下			●	●
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	●		●	
48	pH値	5.8以上8.6以下	●		●	
49	味	異常でないこと	●		●	
50	臭気	異常でないこと	●		●	
51	色度	5度以下	●		●	
52	濁度	2度以下	●		●	

(注1) 毎年行う1回目の検査結果が水質基準に適合していた場合、◎の項目は次回の検査を省略できる。

(注2) 消毒副生成物の水質検査は、6月1日～9月30日に実施すること。

(注3) 地下水を利用して飲料水を供給する場合は、6ヶ月以内に1回の検査及び消毒副生成物のほか、3年以内に1回の検査も併せて行うこと。